

○各取組一覧

個票番号	取組名称
1	低成分肥料の利用拡大支援
2	国内資源活用肥料の利用拡大支援
3	緑肥作物の作付拡大支援

○交付金の合計が都道府県協議会から交付された交付金額を超えた場合の調整方法

必要な事務費の優先度を1位とし、残余の額で取組個票1の要望をすべて採択し、その残余の額で取組個票2を購入日順に交付額の範囲で採択する。取組個票2が全額採択となった場合は、取組個票3を按分により交付額の範囲で採択する。

地域計画書【取組個票】

個票番号	1
取組の名称	低成分肥料の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、特定の成分値が低い肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の (1)アからソまでの取組項目	コ
取組内容	<p>肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす低成分肥料銘柄（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料は、NPKの各成分値のいずれか一つ又は複数の合計値が、地域における慣行肥料と比べて明らかに低い（少なくとも5ポイント程度低い）肥料銘柄であること。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	100円/20kg
交付単価の設定根拠	<p>地域の農業者が対象肥料を利用する際に、一般的な化成肥料と比較して掛かり増しとなる経費（土壌分析及び施肥設計に要する経費）の1/2に相当する額として設定。</p> <p>①単位施肥量 単位施肥量は、令和3年度農産物生産費統計より米生産者は製品ベースで61.7kg/10a。地方自治体の施肥基準から、米、麦・大豆、野菜・果樹・飼料作物の成分ベースの施肥量を算出し、全作物の単位施肥量の平均値を製品ベースで87.3kg/10aと算出。1ha当たりの袋数（20kg入り）は約44袋と試算される。</p> <p>②土壌分析及び施肥設計 分析会社のサービス料金を参考に、1点あたり土壌分析は4,833円、施肥設計が4,625円と設定。 1haにつき1点の分析を行う場合、土壌診断及び施肥設計に係る経費は4,833円+4,625円=9,458円/ha。</p>

	上記①及び②より、土壌分析・施肥設計の経費は約 200 円/20kg と算出され、その 1/2 である 100 円/20kg を交付単価として設定。
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等
取組予定面積	974.5ha（対象肥料が施肥される面積の試算値）
事業費	4,239,500 円 100 円/20kg×847,900kg
うち交付金の所要額	4,239,500 円 (同上)

「低成分肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号1の「低成分肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- (2) (1) 以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である100円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

3 対象の肥料

奈井江町内に住所を有する農業者が購入する以下の肥料

- ・別添リストに記載のある肥料
- ・別添のリストのほか、慣行肥料と比べてNPKの各成分値のいずれか一つ又は複数の合計値が明らかに低い（少なくとも5ポイント程度低い）肥料銘柄であること。

○慣行肥料とする成分値

- ・ 水稻側条～14：14：14
- ・ 水稻全層～14：18：14
- ・ 小麦～14：26：14
- ・ 大豆～10：28：13
- ・ そば～10：20：20

地域計画書【取組個票】

個票番号	2
取組の名称	国内資源活用肥料の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料価格の一部支援を通じて、これら肥料の利用拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	エ、オ、カ、キ
取組内容	<p>肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料は、ペレットなど粒状に成形されているものに限る。 ・対象肥料は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象肥料の販売を行う事業者
交付単価	200円/20kg
交付単価の設定根拠	<p>地域の農業者が対象肥料を利用する際に、化成肥料と比較した掛かり増し経費の1/2に相当する額として設定。</p> <p>①輸送費 全日本トラック協会の標準運賃表から10tトラックで化成肥料を250km輸送した際の費用を145円/20kgとし、化成肥料の約1.2倍の容積の対象肥料は29円/kgの掛かり増しとなる。また、堆肥等の供給地から製造工場、製造工場から小売店、小売店から農業者までの計3回の掛かり増し経費が発生すると想定し、87円/20kgと設定。</p> <p>②散布 地方自治体の農作業標準労賃を参考に、ブロードキャスターを用いた散布料金を1,560円/10aと算出。</p> <p>他方、単位施肥量は、令和3年度農産物生産費統計より米生産者は製品ベースで61.7kg/10a。地方自治体の施肥基準から、米、麦・大豆、野菜・果樹・飼料作物の成分ベースの施肥量を算出し、全作物の単位施肥量の平均値を製品ベースで87.3kg/10a（20kg袋で約4袋）と算出。これらを踏まえ、肥料20kg当たりの散布料金</p>

	<p>を $1,560 \text{ 円}/10\text{a} \div 4 \text{ 袋} = 390 \text{ 円}/20\text{kg}$ と算出。 このため化成肥料の約 1.2 倍の容積の対象肥料は 78 円/20kg の掛かり増しと設定。 ③土壌分析及び施肥設計 分析会社のサービス料金を参考に、1 点あたり土壌分析は 4,833 円、施肥設計が 4,625 円と設定。 1 ha につき 1 点の分析を行う場合、土壌診断及び施肥設計に係る経費は $4,833 \text{ 円} + 4,625 \text{ 円} \div 10 = 946 \text{ 円}/10\text{a}$。 10a 当たり 20kg 入り袋の 4 袋のため 236 円/20kg と設定。 これらの合計 401 円/20kg の 1/2 である 200 円/20kg を交付単価として設定。</p>
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象肥料の売買契約を締結した又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象肥料の販売価格及び農業者の負担額の適正性が確認できる書類 等
取組予定面積	115.1ha（対象肥料が施肥される面積の試算値）
事業費	921,000 円 $200 \text{ 円}/20\text{kg} \times 92,100\text{kg}$
うち交付金の所要額	921,000 円 （同上）

(別紙)

「国内資源活用肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号2の「国内資源活用肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- (2) (1) 以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である200円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

3 対象の肥料

奈井江町内に住所を有する農業者が購入する以下の肥料

- ・醗酵鶏糞ペレット3号A
- ・醗酵鶏糞ペレット2号
- ・その他、国内資源を活用していることのわかる肥料登録されているペレットなど粒状に成形されているもの。

(以上)

地域計画書【取組個票】

個票番号	3
取組の名称	緑肥作物の作付拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、緑肥作物の種子の購入費を支援することを通じて、緑肥作物の作付面積の拡大を図る。
別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目	ク
取組内容	<p>種子の販売を行う事業者が、緑肥作物の種子（以下「対象種子」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象種子は、令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、同年3月末日までに納品するものに限る。 ・交付の条件は別紙に定めるとおりとする。
交付対象者	対象種子の販売を行う事業者
交付単価	対象種子の販売価格の1/2以内
交付単価の設定根拠	—
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象種子の売買契約を締結したこと又は締結することが確実なこと、地域の農業者ごとの対象種子の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（注文書、領収書又は請求書等） ・対象種子の販売価格及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類等
取組予定面積	60ha（緑肥作物が作付けされる面積の試算値）
事業費	908,160円 種子価格 151.36円/kg×6,000kg
うち交付金の所要額	454,080円 事業費の1/2

「緑肥作物の作付拡大」における交付の条件

個票番号3の「緑肥作物の作付拡大」において、種子の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 種子の販売価格

種子の販売価格は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 種子の販売事業者が、本要領の施行日時点で設定していた額以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で販売されている同様の種子の価格と比較して、同等の販売価格以下であることを証明できること。ただし、同様の種子が地域内で販売されていない場合は、近隣地域で販売されている価格と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

種子の購入代金を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす代金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

3 対象の緑肥作物

奈井江町内に住所を有する農業者が購入する以下の緑肥作物

えん麦、トウモロコシ、イタリアンライグラス、ギニアグラス、はぜりそう、アカクローバー、シロクローバー、キカラシ、クリムゾンクローバー、アルサイククローバー、ヘアリーベッチ、マリーゴールド、ペルコ、レバナ、ソルガム、カラシナ、ひまわり

(以上)